

練馬区基本構想審議会条例

平成20年3月17日

条例第2号

(設置)

第1条 練馬区の基本構想を策定するため、区長の附属機関として、練馬区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、練馬区の基本構想の策定について必要な事項を審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 区民 10人以内
- (2) 学識経験者 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条の規定により答申をした日までとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係人に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申のあった日限り、その効力を失う。